

東京都立田無高等学校学校管理運営規程

3 田無高第 1 号
令和 3 年 4 月 1 日
校 長 決 定

第 1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立田無高等学校(以下「本校」という)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、上司の命を受け、担当する校務を統括処理する。
- 2 主幹教諭は、担当する校務に関する事項について、副校長を補佐し、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を監督する。

第 6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第 7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

- 1 部
教務部、生徒指導部、進路指導部、広報部を置く。
 - ・教務部は、教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取り扱い等、教務に関することと職員の校内研修、生徒による授業評価、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項を所掌する。
 - ・生徒指導部は、生活指導計画の立案及び実施、校内規則の遵守や特別活動の調整等、生活指導に関すること、保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理と資料整理、校内の美化活動計画の立案及び実施等保健に関する事項を所掌する。
 - ・進路指導部は、進路計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等、進路指導に関する事項を所掌する。

- ・広報部は、広報活動計画の立案及び実施、週日直の調整、学校説明会等、広報及び庶務に関することを所掌する。
- 2 学年
- 第一学年、第二学年、第三学年を置く。
 - ・第一学年は、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等第一学年の教育活動に関することを所掌する。
 - ・第二学年は、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等第二学年の教育活動に関することを所掌する。
 - ・第三学年は、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等第三学年の教育活動に関することを所掌する。
- 3 学科
- 全日制普通科
- 4 教科
- (1) 国語科、地理歴史及び公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語（英語）科、家庭科、情報科を置く。
- ・国語科：国語科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・地理歴史及び公民科：地理歴史及び公民科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・数学科：数学科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・理科：理科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・保健体育科：保健体育科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・芸術科：芸術科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・外国語（英語）科：外国語（英語）科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・家庭科：家庭科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
 - ・情報科：情報科の指導方針の設定、指導計画・実施等の教育活動に関することを所掌する。
- (2) 国語科、地理歴史及び公民科、数学科、理科、保健体育科、外国語（英語）科に教科主任を置く。
- 5 企画調整会議
- 6 職員会議
- 7 教科会
- 教科主任を置く教科に教科会を置く。その他、芸術科、家庭科、情報科に教科会を置く。
- 8 委員会
- 入学者選抜委員会、教科書選定委員会、予算調整委員会、業者選定委員会、都立学校開放事業運営委員会、安全衛生委員会、学校保健委員会、防災教育推進委員会、特別支援教育推進委員会、教育相談委員会、学校いじめ防止対策委員会、教科主任会、教育課程委員会、コンピュータ委員会、施設検討委員会、省エネ委員会、図書選定委員会、「総合的な探究の時間」検討委員会及び40周年行事検討委員会を設置する。
- (1) 入学者選抜委員会は、入学者選抜の実施、合格候補者の決定その他選抜に関する事務を所掌する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生徒指導主任、進路指導主任、広報主任、及び校長の指名する教職員とする。
- (2) 教科書選定委員会は、文部科学省検定済高等学校用教科書の調査研究、調査研究に基づく各教科・科目の使用教科書の選定、その他教科書の選定に関する事項を所掌する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、教務主任、教務部教科書担当、各教科主任及び校長が指名する教職員とする。
- (3) 予算調整委員会は、都立学校の自律的改革に向けた「学校経営計画」を予算面で支え、校長の経営職能を充実するとともに、特色ある教育及び個に応じた教育を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする自律経営推進予算を所掌する。委員会の構成は校長、副校長、経営企画室長、生徒指導主任、進路指導主任、経営企画室予算担当とする。
- (4) 業者選定委員会は、費用対効果を鑑みて、適正な業者の選定を所掌する。見積依頼業者選定と採用業者選定のため、1つの案件に対し少なくとも2回業者選定委員会を開催する。委員会の構成は校長、副校長、経営企画室長、生徒指導主任、進路指導主任、当該学年主任、経営企画室予算担当とする。
- (5) 都立学校開放事業委員会は、公開講座、施設開放等の計画・立案及び審査・報告等開かれた学校づくりを促進することを行う。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、西東京市職員、PTA会長及び校長の指名する教職員3名とする。

- (6) 安全衛生委員会は、職員の危険を防止し、労働災害を防ぐための安全に係わること並びに職員の健康障害を防ぎ、健康の保持増進を図るための衛生に係わることを所掌する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、経営企画室職員1名、産業医及び校長より指名する教職員3名とする。
- (7) 学校保健委員会は、学校における健康づくりに関する協議・研究、健康づくり体制、実践活動に対する評価を所掌する。委員会の構成は、校長、副校長、生徒指導主任、養護教諭、体育科主任、家庭科主任、学校医とする。
- (8) 防災教育推進委員会は、学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること、自助・共助・公助の視点に立った実践的な防災教育に関すること、地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関することを所掌する。協議委員は、校長が指名し、都教委が委嘱する消防署員1名、警察署員1名、保護者代表1名、地域住民代表1名、内部委員は、校長、副校長及び主幹教諭とする。
- (9) 特別支援教育推進委員会は、特別に支援を必要とする生徒の教育に関することを所管する。委員会の構成は、副校長、生徒指導主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー及び校長の指名する教職員とする。
- (10) 教育相談委員会は、生徒の教育相談に関することを所管する。委員会の構成は、副校長、生徒指導主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー及び校長の指名する教職員とする。
- (11) 学校いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策に関することを所管する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー及び校長の指名する教職員とする。
- (12) 教科主任会は、教科間の連絡調整に関することを所掌する。委員会の構成は、副校長、経営企画室長、教務部1名、各教科主任1名、教科主任をおかない各教科1名とする。
- (13) 教育課程検討委員会は、教育課程に関する事項の検討と実施を所掌する。委員会の構成は、副校長、教務部1名、各教科主任1名、教科主任をおかない各教科1名とする。
- (14) コンピュータ委員会は、コンピュータ等の情報機器設備とソフト類の管理及び更新、利用の調整など、教育用コンピュータに関すること、ホームページの管理運用に関することを所掌する。委員会の構成は副校長、ICTリーダー（行政系、教員系各1名）及び校長の指名する教職員2名とする。
- (15) 施設検討委員会は、本校施設設備の運用や改善に係わることを所掌する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生徒指導主任、進路指導主任、広報主任、保健体育科代表及び経営企画室施設担当とする。
- (16) 省エネ委員会は、省エネ活動の促進と徹底に関することを所管する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生徒指導主任、進路指導主任、広報主任、各学年主任、経営企画室施設担当とする。
- (17) 図書選定委員会は、学校図書館の図書の選定を所掌する。委員会の構成は、司書教諭、各教科の代表1名ずつとする。
- (18) 「総合的な探究の時間」検討委員会は、総合的な探究の時間の内容の検討及び運営、学年間の調整を所掌する。委員会の構成は、副校長、教務部担当、進路指導部担当、各学年担当2名ずつとする。
- (19) 40周年行事検討委員会は、40周年行事に関する事項の検討と実施を所掌する。委員会の構成は、校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭及び広報担当とする。

委員会運営に関する規定

第1（目的と運営）

委員会の構成その他運営に関する基本的事項を定めることにより委員会の円滑かつ適正な運営に資することを目的とする。

第2（委員長）

委員会の委員長は校長、または副校長の指名する者があたる。委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。委員長が不在の時は、あらかじめ委員長が指名する者が、委員長の職務を代理することができる。

第3（委員会の成立）

委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

第4（意見の聴取等）

委員会は、必要に応じて委員以外の教職員の意見を聴取することができる。

第5（記録・検討結果の取り扱い）

委員長は検討内容について校長に報告し、指示を受けるとともに会議録を提出すること。委員会の検討結果については、企画調整会議を経て職員会議で報告するものとする。

9 学校運営連絡協議会

(1) 目的

学校運営連絡協議会は、本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ本校の学校運営に保護者・住民の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

(2) 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携に助言する。

(3) 組織

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する保護者代表1名、元保護者代表1名、同窓会代表1名、近隣中学校長1名、近隣都立特別支援学校長1名、地域住民代表3名、地域企業代表1名、有識者1名の10名以内とする。

内部委員は、校長、経営企画室長、校務分掌における主幹教諭又は主任の中から校長が指名する4名とする。

2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

(4) 任期

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

(5) 役員

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

2 会長は校長とする。

3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は校長が選任する。

(6) 会長の開催回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、7月、12月、2月の年3回開催する。

(7) 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合は、会長の判断により、非公開とすることができる。

(8) 事務局

東京都立田無高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、教務主任をもって充てる。

(9) 学校運営連絡協議会設置要綱は、校長が必要に応じて改正する。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生徒指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任（教務部、生徒指導部、進路指導部、広報部）及び各

学年主任、経営企画室各係長とし、その他校長が必要と認める教職員とする。

- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催
定例会は、原則として毎週1回開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

- 1 目的
職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。
 - (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
 - (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
 - (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。
- 2 構成員
常勤の教職員、ただし、校長が認めた場合は他の本校関係者も参加できる。
- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催
定例会は、原則として月1回開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - (2) 校長の意志決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意志決定を拘束するものではない。

第13 教科会

- 1 目的
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
- 2 所掌事項
 - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
 - (2) 「年間授業計画」に関すること。
 - (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
 - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
 - (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
 - (6) 教科書選定に関すること。
 - (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
 - (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

(9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び非常勤教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年5回)、成績評定前(年3回)、OJT関係実施時期(年3回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

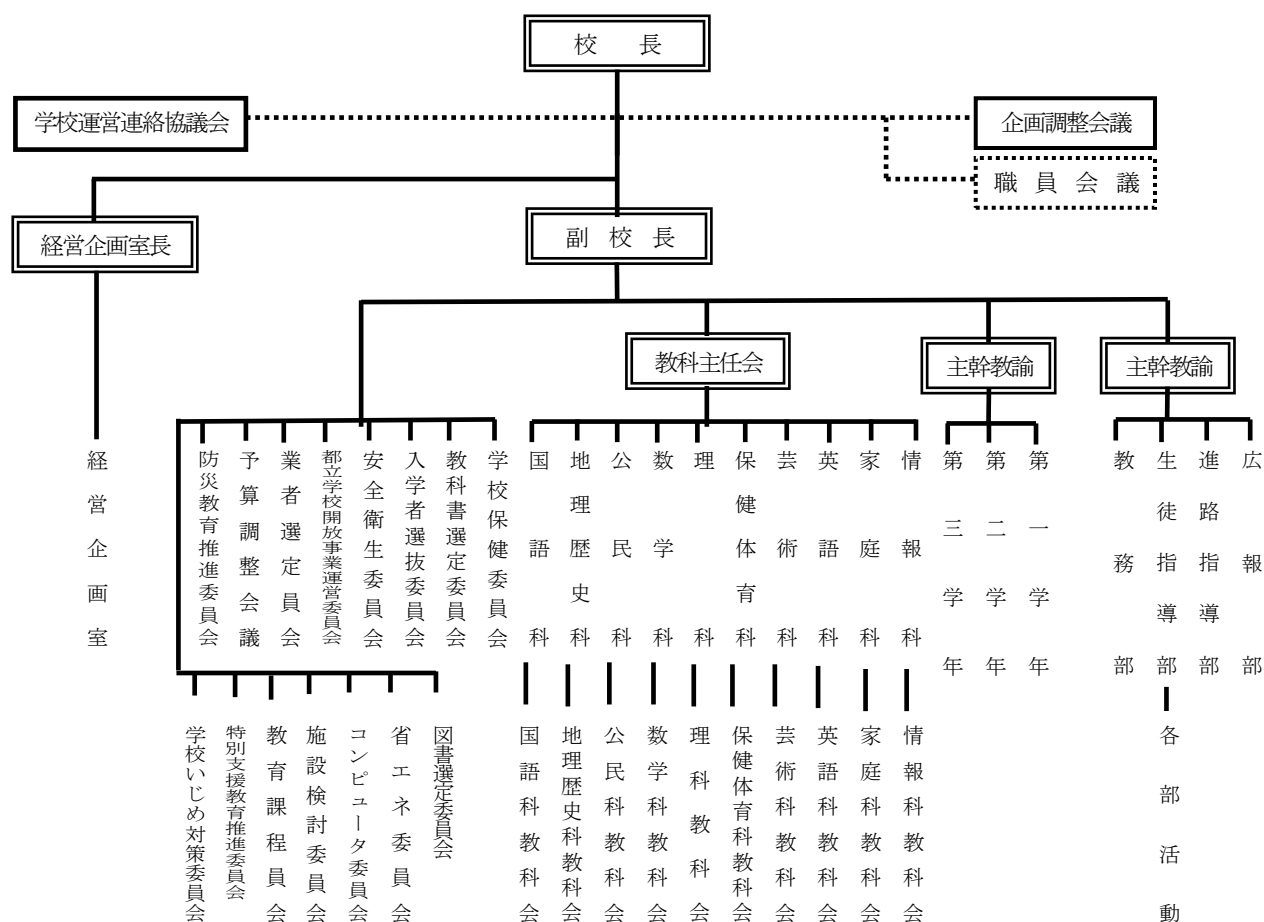
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係わる規定」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規定は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。